

地 方 稅 關 係 資 料

(非 課 稅 等 特 別 措 置)

目 次

・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額（9,770億円）の内訳（平成13年度ベース）	1
・ 地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成13年度）	2
・ 個人所得税課税の主な特例措置（個人住民税関係）	3
・ 最近の非課税等特別措置による減収額	4
・ 生命保険料控除（個人住民税）	5
・ 損害保険料控除（個人住民税）	6
・ 生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用状況の累年比較	7
・ 損害保険料控除の適用状況の累年比較	8
・ 老人等の少額預金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移	9
・ 事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について	10
・ （参考1）	11
・ （参考2）	12
・ 主な非課税等特別措置の概要（固定資産税関係）	13
・ （参考）「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月 税制調査会）	17
・ 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例	18

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(9,770億円)の内訳(平成13年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (40.5%) 3,960			法人住民税 (8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	固定資産税 (33.3%) 3,250
生命保険料 ・損害保険 料控除 (10.2%) 1,000	老人マル優等 (20.6%) 2,010 (郵貯集中満期分除き380億円)	その他 (9.7%) 950	(8.0%) 780	事業税 (18.2%) 1,780	社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (8.4%) 820
					(33.3%) 3,250

(注) 1 公共・公益法人等に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。

2 住宅・住宅用地に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

(備考) 上記のほか、緊急経済対策(13年4月)により創設された長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度による減収額▲約10億円がある。

地方税の非課税等特別措置による減収額の税目別分類（平成１３年度）

(単位：億円)	
区 分	減 収 額
一 道 府 県 税	
1 道 府 県 民 税	
(1) 生命保険料控除	300
(2) 損害保険料控除	20
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例	70
(4) 所得税の租税特別措置による影響 (老人マル優2,010億円を含む)	2,220
(5) 法人税の租税特別措置による影響	220
計	2,830
2 事 業 税	
(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例	820
(2) 法人税及び所得税の租税特別措置による影響	960
計	1,780
道 府 県 税 計	4,610
二 市 町 村 税	
1 市 町 村 民 税	
(1) 生命保険料控除	640
(2) 損害保険料控除	40
(3) 同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例	160
(4) 所得税の租税特別措置による影響	510
(5) 法人税の租税特別措置による影響	560
計	1,910
2 固 定 資 産 税	
(1) 非 課 税	
(ア) 大都市地域内の鉄道等のトンネル	40
(イ) 保 安 林	30
(ウ) 農業協同組合等の事務所及び倉庫、健康保険組合等の病院及び診療所	10
(エ) そ の 他	50
小 計	130
(2) 課税標準の特例	
(ア) 電 気	510
(イ) 船 舶	120
(ウ) 鉄 軌 道	370
(エ) そ の 他	540
小 計	1,540
(3) 税額の軽減	
(ア) 新 築 住 宅	770
(イ) 新築中高層耐火建築住宅	810
小 計	1,580
計	3,250
市 町 村 税 計	5,160
地 方 税 計	9,770

個人所得税課税の主な特例措置（個人住民税関係）

就 業 に 関 連 するもの	■ いわゆる企業関係租特 ● 社会保険診療報酬の所得計算の特例（概算経費率） ● 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 ● 青色申告特別控除 ○ 給与所得控除 ○ 青色専従者給与の必要経費算入・事業専従者の控除
生 活 に 関 連 するもの	● 老人マル優（郵便貯金、少額預金、少額公債） ● 財形住宅（年金）貯蓄の利子非課税制度 ● 配当所得の課税の特例 ■ 株式等譲渡益課税の特例 ● 同居老親等に係る扶養控除の特例 ● 寡婦控除の特例 ● 生命保険料控除、損害保険料控除 ○ 特定扶養控除 ○ 配偶者特別控除 ○ 老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除 ○ 医療費控除
そ の 他	■ 居住用財産の買換えに係る譲渡損失繰越控除 ■ 居住用財産の譲渡所得の特別控除 ■ 優良住宅地造成等の長期譲渡所得の特例 ■ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 ○ 遺族年金、通勤手当の非課税等 ○ 配当控除 ○ 寄附金控除

（注）●、■ は非課税等特別措置に該当するもの（うち● は非課税等特別措置による減収額が計上されているもの）

最近の非課税等特別措置による減収額

(単位：億円)

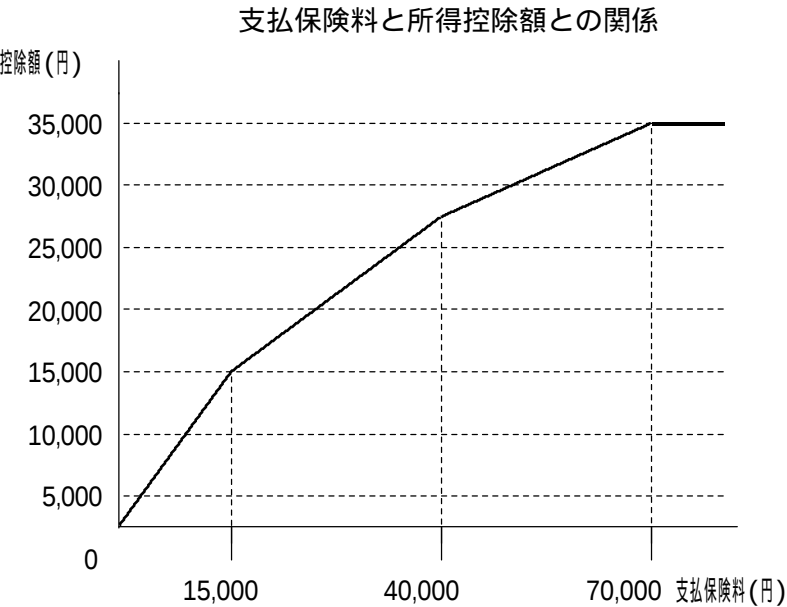
項目 年度	生・損保控除	老人マル優等	青色申告特別控除
平成 6	1,190	910	350
平成 7	1,280	930	410
平成 8	1,190	370	380
平成 9	1,210	300	380
平成 1 0	1,250	290	380
平成 1 1	1,120	230	420
平成 1 2	1,060	2,190	390
平成 1 3	1,000	2,010	420

生命保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

生命保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて最高35,000円まで「生命保険料控除」として所得控除できる。

個人年金保険料を支払った場合についても、上記と同様に最高35,000円まで、別枠で「生命保険料控除」として所得控除できる。



2 控除対象とされる生命保険料に係る契約の範囲

(1) 生命保険契約等 次に掲げる契約のうち、その契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込者又はその親族とするもの

生命保険会社等の締結した生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（期間5年未満のもの等を除く）
簡易生命保険契約、農業協同組合の締結した生命共済契約等
生命保険会社等又は損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院等入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われるもの

(2) 個人年金保険契約等 上記 及び の契約（年金を給付する定めのあるものに限る）のうち、（a）年金の受取人は保険料の払込者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること、（b）保険料の払込みが年金支払前に10年以上定期で行うものであること、（c）年金の支払は、受取人が60歳になった日以後であって、10年以上又は終身で行われるものであること、という要件の定めのあるもの

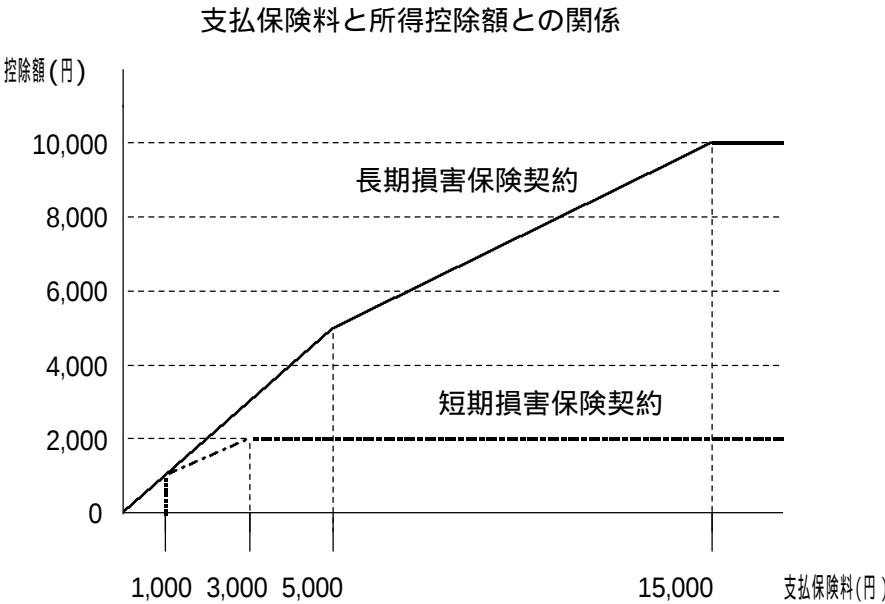
3 生命保険料控除の沿革

区 分	生命保険料控除 （昭和37年度創設）	個人年金保険料控除 （昭和60年度別枠控除創設）
昭和37年度	所得控除 最高22,500円	
43年度	所得控除 最高25,000円	
46年度	所得控除 最高27,500円	
50年度	所得控除 最高35,000円	
60年度	所得控除 最高35,000円	所得控除 最高 3,500円
平成3年度	” ”	所得控除 最高35,000円

損害保険料控除（個人住民税）

1 制度の概要

損害保険料を支払った場合には、支払保険料の額に応じて、長期契約は最高10,000円、短期契約は最高 2,000円まで「損害保険料控除」として所得控除できる。



（備考）長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいう。

2 控除対象とされる損害保険料の範囲

納税者若しくは納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋（常時その居住の用に供するもの）などを保険等の目的とする損害保険契約等、これらの者の身体の傷害に基因して保険金等が支払われる損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害又は疾病により病院等に入院して医療費を支払ったことなどに基因して共済金が支払われる損害保険契約等で次に掲げる損害保険契約等に係る保険料又は掛金

- (イ) 損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶発の事故によって生ずることのある障害をてん補するもの
- (ロ) 農業協同組合又は消費生活協同組合連合会等の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約
- (ハ) 損害保険会社等又は生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約

3 損害保険料控除の沿革（創設 平成3年度）

区 分	控 除 限 度 額	
	短 期	長 期
平成3年度	2,000円	10,000円

生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用状況の累年比較

（生命保険料控除）

区 分	納税義務者数	生命保険料控除	適用割合
昭和 年度	万人	万人	%
51	3,458	2,504	72.4
56	4,040	3,081	76.3
61	4,533	3,633	80.1
平成 6 年度	5,100	4,304	84.4
7	5,105	4,323	84.7
8	5,171	4,362	84.4
9	5,245	4,405	84.0
10	5,246	4,394	83.8
11	5,232	4,316	82.5
12	5,163	4,252	82.4

（うち個人年金分）

区 分	納税義務者数	個人年金保険料控除	適用割合
平成 年度	万人	万人	%
6	5,100	742	14.5
7	5,105	843	16.5
8	5,171	905	17.5
9	5,245	960	18.3
10	5,246	973	18.5
11	5,232	949	18.1
12	5,163	939	18.2

（備考）

1 「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。

2 生命保険料控除については、生命保険料分と個人年金保険料分を合計した適用状況である。

損害保険料控除の適用状況の累年比較

区 分	納税義務者数	損害保険料控除	適用割合
昭和 年度	万人	万人	%
3	4,768	2,089	43.8
4	4,917	2,157	43.9
5	5,046	2,236	44.3
平成 6 年度	5,100	2,286	44.8
7	5,105	2,302	45.1
8	5,171	2,338	45.2
9	5,245	2,384	45.5
10	5,246	2,401	45.8
11	5,232	2,396	45.8
12	5,163	2,374	46.0

（備考）

1 「市町村税課税状況等の調」（総務省自治税務局）による。

2 個人住民税の損害保険料控除は、平成3年度に創設されたものである。

老人等の少額預金の利子の非課税等の減収額（平年度）の推移

	減収額（億円）	（参考） 非課税貯蓄残高（兆円）		
	個人住民税	郵便貯金	少額貯蓄	少額公債
平成 3 年度	1,950	24.9	27.8	3.3
4	1,450	25.4	27.2	3.4
5	1,250	27.0	27.3	3.2
6	800	29.1	28.5	2.9
7	820	31.3	30.6	3.7
8	330	32.7	31.0	3.7
9	270	33.2	30.5	3.7
10	250	33.8	30.2	3.7
11	200	33.4		
12	2,160	33.8		
13	1,980	31.0		

- （備考） 1 非課税貯蓄残高は、毎年 3 月末のものである。
 2 減収額は、財形貯蓄（住宅・年金）利子非課税分を除いた金額である。
 3 平成 5 年度の非課税限度額引上げ（300万円→350万円）による減収額は約100億円（新たな非課税限度額は新規預入分から適用。）

事業税における社会保険診療報酬に係る特例措置について

現行特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る収入は、総収入金額等に算入せず、また、社会保険診療に係る経費は、必要経費等に算入しないこととされており、社会保険診療報酬については、実質的に非課税の扱いとなっている。

なお、医療法人については、特別法人とされ、軽減税率が適用されている。
(社会保険診療報酬以外の部分について本則9.6%に対して6.6%の特例)

特例措置の創設経緯

昭和27年6月議員提案により「医業及び歯科医業については、保険医としての保険収入を課税標準から除外する」という趣旨の修正案が成立し、今日に至っている。

減収見込額

平成13年度 約820億円

(参考 1)

○ 所得税・法人税・住民税における特例措置の概要

所得金額の算定上、社会保険診療に係る経費として必要経費等に算入する金額は、社会保険診療に係る収入を次のとおり区分し、それぞれの金額の区分ごとに定められた率を乗じて計算した金額の合計額とすることが認められている。

収 入 階 層	概算経費率
2 , 5 0 0 万円以下の部分	7 2 %
2 , 5 0 0 万円を超え 3 , 0 0 0 万円以下の部分	7 0 %
3 , 0 0 0 万円を超え 4 , 0 0 0 万円以下の部分	6 2 %
4 , 0 0 0 万円を超え 5 , 0 0 0 万円以下の部分	5 7 %

この特例措置については、

- 昭和29年度から昭和53年度までは一律72%概算控除の特例が設けられていたが、
- 昭和54年度改正で概算経費率が段階的 (72 ~ 52 % の 5 段階) に改められ、
- 更に昭和63年の抜本改革において、収入金額が5,000万円を超えるものには適用しないこととする改正が行われた。

(参考 2)

- 今後の税制のあり方についての答申（抄） （昭和58年11月 政府税制調査会）

事業税における非課税措置及び課税標準の特例措置については、税負担の公平を確保する見地からその見直しを行うべきである。

特に、社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和27年に創設されて以来長期間を経過しており、また、所得税における課税の特例の見直しが行われたところでもあるので、この特例措置を廃止し、少なくとも所得税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適当である。

- わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)(平成12年7月 政府税制調査会)

社会保険診療報酬については、昭和27年の国会審議における議員修正により非課税措置が講じられ、当該措置が現在に至っています。

この特例措置については、事業を行っている以上、事業税は公平に課税されるべきものであり、その所得が非課税となっていることは、他の事業者にとって不公平感を招くものとなっています。また、社会保険診療報酬に係る課税の特例措置の取扱いについては、国税において、社会保険診療に係る経費について概算経费率制度を採用し、一定の見直しが行われてきています。

このようなことから、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の当調査会の答申などにおいて示されているとおり、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

- 平成13年度の税制改正に関する答申（抄） （平成12年12月 政府税制調査会）

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置についても、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

主な非課税等特別措置の概要（固定資産税関係）

（１）非課税

（単位：億円）

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創設	減収額
ア	大都市地域内の鉄道等のトンネル	次のトンネルに対しては、固定資産税を非課税とする。 帝都高速度交通営団が直接地下高速度交通事業の用に供するトンネル 鉄道事業者又は軌道経営者が、大都市地域（三大都市圏の政令市及び周辺市の市街化区域等）において鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネル	は 昭29 は 昭37	4 0
イ	保安林	保安林に係る土地に対しては、固定資産税を非課税とする。	昭25	3 0
ウ	農業協同組合等の事務所及び倉庫、健康保険組合等の病院及び診療所	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、消費生活協同組合等が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を非課税とする。 健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合連合会等が所有し、かつ経営する病院及び診療所に対しては、固定資産税を非課税とする。 <減収額は、農業協同組合の事務所、健康保険組合連合会及び国家公務員共済組合連合会の病院について試算している。>	は 昭27 は 昭29	1 0
エ	踏切道及び踏切保安装置	公共の危害防止のために設置された鉄道事業又は軌道経営の用に供する踏切道及び踏切保安装置に対しては、固定資産税を非課税とする。	昭37	2 5
	看護婦等医療関係者の養成所	民法法人、公的医療機関（日本赤十字社等）、一定の医療法人が設置する看護婦、准看護婦、歯科衛生士等医療関係者の養成所の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を非課税とする。	昭39	5

注１：非課税対象の固定資産については、固定資産の評価を行っていないことから、正確な減収額は不明であるが、上記の減収額は、一定の仮定に基づいて試算したもの。

注２：固定資産税の非課税措置の対象としては、他に公共・公益法人等が一定の用途に供する固定資産、社会福祉法人等が設置する社会福祉施設の用に供する固定資産などがある。

(2) 課税標準の特例

(単位 : 億円)

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創設	減収額
ア 電 気	一般電気事業者が 新增設する変電所 及び送電施設	一般電気事業者が新增設する変電所及び送電施設に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 変 電 所 新增設後最初の 5 年度分 1 / 2 その後 5 年度分 3 / 4 送電施設 新增設後最初の 5 年度分 1 / 3 その後 5 年度分 2 / 3	昭27	4 4 0
	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産	沖縄電力株式会社が電気事業の用に供する償却資産で事務所及び宿舍の用に供するもの以外のものに対する固定資産税の課税標準額を 2 / 3 とする。(H13年度まで) うち変 電 所 最初の 5 年度分 1/3 その後 5 年度分 1/2 その後 2/3 送電施設 最初の 5 年度分 2/9 その後 5 年度分 4/9 その後 2/3	昭57	1 0
イ 船 舶	内航船舶	内航船舶(専ら遊覧の用に供するものを除く。)に対する固定資産税の課税標準額を 1 / 2 とする。	昭57	6 0
	外航船舶	外航船舶に対する固定資産税の課税標準額について、外国貿易船は 1 / 1 0 と、外航船舶は 1 / 6 と、準外航船舶は 1 / 4 とする。	昭29	2 0
ウ 鉄 軌 道	鉄軌道の新規営業 路線の建設等に係 る線路設備等	鉄道事業者、軌道経営者、鉄建公団又は本四公団が新たに敷設した鉄軌道に係る線路設備、電路設備等に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の 5 年度分 1 / 3 その後 5 年度分 2 / 3 うち立体交差化施設に係る橋りょう、高架橋等の電路設備 最初の 5 年度分 1 / 6 その後 1 / 3	昭29	7 0
	J R 三島会社が所有する事業用資産 (三島特例)	J R 三島会社(J R 北海道、 J R 四国及び J R 九州) が所有する本来事業用の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を 1 / 2 とする。(H13年度まで)	昭61	6 0

課税標準の特例

(単位：億円)

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創 設	減 収 額
	J R 三島会社等の 国鉄からの承継資 産（承継特例）	J R 三島会社（J R 北海道、J R 四国及びJ R 九州）及び貨物会社が所有する国 鉄から承継した固定資産に対する固定資産税の課税標準額を1 / 2 とする（三島 特例との連乗あり）。（H13年度まで）	昭61	3 0
エ そ の 他	ガス事業用の償却 資産	一般ガス事業者又は簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供する 償却資産に対する固定資産税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 1 / 3 その後5年度分 2 / 3	昭36	9 0
	国際路線に就航す る航空機	国際路線に就航する航空機に対する固定資産税の課税標準額について、国際路線 専用機は1 / 1 0 と、国際路線準専用機は2 / 1 5 と、国際路線就航機は1 / 5 とする。	昭29	7 0
	信用金庫等の事務 所及び倉庫	信用金庫、信用協同組合、労働金庫が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫に対 する固定資産税の課税標準額を1 / 2 とする。	平 6	5 0
	外貿埠頭公社が特 定用途港湾施設の 用に供する固定資 産	外貿埠頭公社が取得した岸壁、荷さばき施設等の特定用途港湾施設の用に供する 一定の固定資産に対する固定資産税の課税標準額を、次のとおりとする。（H13 年度まで） 最初の10年度分 1 / 3 その後 1 / 2	昭56	2 0
	日本放送協会の事 業用資産	日本放送協会が事業の用に供する固定資産に対する固定資産税の課税標準額を1 / 2 とする。	昭31	2 0
	熱供給事業用の償 却資産	熱供給事業者が新設した熱交換設備等の熱供給事業用償却資産に対する固定資産 税の課税標準額を次のとおりとする。 最初の5年度分 1 / 3 その後5年度分 2 / 3	昭47	1 0

注：固定資産税の課税標準の特例措置の対象としては、他に、電気通信設備、公共・公益法人等が一定の用途に供する固定資産などがある。

(3) 税額の軽減

(単位 : 億円)

	項 目	特 例 措 置 の 内 容	創 設	減 収 額
ア	新築住宅（イを除く。）	新築住宅に対する固定資産税は、最初の3年度分、税額の1 / 2を減額する。 ○新築住宅の要件 ・専用住宅や併用住宅であること。（併用住宅は、居住部分の割合が1 / 2以上のものに限る。） ・床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあっては35㎡）以上280㎡以下（区分所有家屋については、独立した区画ごとに判定） 平成13年1月2日以降の新築分。それより前の新築分は要件が異なる。 ・平成14年3月31日までに新築されたものであること。 ○減額される範囲 ・新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられる部分のみ。 ・住居として用いられる部分の床面積が120㎡を超えるものについては、120㎡に相当する部分。	昭39	7 7 0
イ	新築中高層耐火建築物住宅	新築中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造又は準耐火構造にした地上階数3以上の建築物）である住宅に対する固定資産税は、最初の5年度分、税額の1 / 2を減額する。 ○新築住宅の要件・減額される範囲 アと同じ。	昭39	8 1 0

注：固定資産税の税額の軽減の対象としては、他に特定優良賃貸住宅である新築貸家住宅などがある。

(参考)「わが国税制の現状と課題 - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - 」(平成12年7月税制調査会)

四 資産課税等

4 . 固定資産税

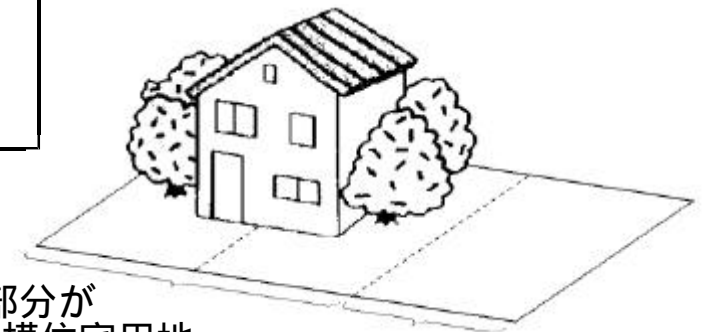
(5) 非課税等特別措置の整理・合理化

固定資産税は、市町村の基幹税目であり、その安定的確保が必要であるとともに、納税者の理解を深めるためにも、負担の公平に向けた努力を行っていくことが必要です。したがって、当調査会として指摘してきているように、非課税等特別措置については、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か、政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり一部の者に偏っていないかなどの点について、今後も十分に吟味を行い、引き続き整理・合理化を行うことが必要です。特に、小規模住宅用地について価格の6分の1、一般住宅用地については価格の3分の1を課税標準とする大幅な特例措置が講じられており、地価の状況の変化や住民が応益的に負担すべき適正な水準を考えた場合、当該特例措置の拡充前の水準(小規模住宅用地は4分の1、一般住宅用地は2分の1)に戻すことについて検討する必要があります。

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例

区分		土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額
住宅用地	小規模住宅用地	住宅やアパート等の敷地	200㎡以下の部分	(特例率) 価格 × $\frac{1}{6}$
	一般住宅用地		200㎡を超える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	(特例率) 価格 × $\frac{1}{3}$
非住宅用地		住宅以外の敷地や空地		価格

(例) 敷地面積300㎡の一戸建住宅



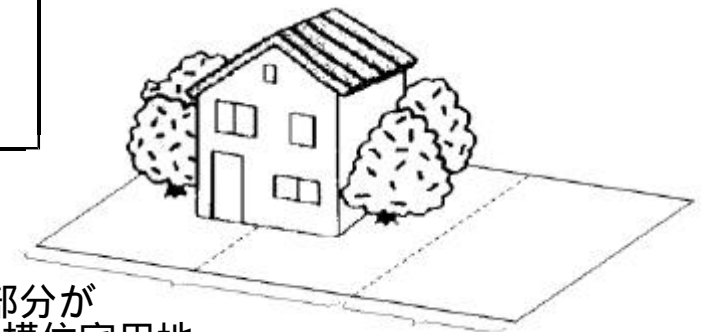
200㎡部分が
小規模住宅用地

100㎡部分が
一般住宅用地

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例

区分		土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額
住宅用地	小規模住宅用地	住宅やアパート等の敷地	200㎡以下の部分	(特例率) 価格 × $\frac{1}{6}$
	一般住宅用地		200㎡を超える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	(特例率) 価格 × $\frac{1}{3}$
非住宅用地		住宅以外の敷地や空地		価格

(例) 敷地面積300㎡の一戸建住宅



200㎡部分が
小規模住宅用地

100㎡部分が
一般住宅用地